

運営協議会運営規則

制 定 平成 8年2月26日

最終改正 平成24年3月 6日

(総則)

第1条 運営協議会（以下「協議会」という。）の運営については、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の定款に定めるもののほか、本規則に定めるところによる。

(協議会の委員構成)

第2条 協議会委員（以下「委員」という。）は、次の各関係団体代表者をもって構成する。

地方自治体代表、県行政代表、林業関係団体代表、教育関係代表、ボランティア団体代表、マスコミ関係代表、経済関係団体代表・その他

(協議会の通知)

第3条 協議会は、協議会会長が招集する。

2 協議会の招集は、開催日の10日前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(決議方法)

第4条 協議会は、委員総数の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。

(書面または代理人による決議)

第5条 委員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人により議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、協議会開催日の前日までに協議会会長に提出するものとする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会会長に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(報酬)

第6条 委員は非常勤とし、協議会に出席した委員（代理人を含む。）に対する報酬については、理事会の決議により別に定める各種委員の報酬及び費用に関する規程による。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会に置く。

2 事務局は、協議会における議事の経過の概要及び決議事項について、記録整理しておくものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成8年2月26日から施行する。

2 第1回協議会は、第3条第1項の規程にかかわらず、理事長が召集するものとする。

3 この規程は、平成10年2月16日から施行する。

4 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年3月6日理事会決議)